

第5章 安心して生活できる環境を整えます

2節 医療・救急体制の充実

2-1. 医療・救急体制の充実

【現状と課題】

平成20年に公立松任石川中央病院と公立つぎ病院は、白山ろく3診療所を含む白山石川医療企業団として組織されました。

各医療機関が連携強化を図り、医療ニーズの高まりに対応し、健康で安心できる生活の実現に向け努力しています。また、企業団間の連携のみならず、地域の医療機関や第三次医療機関との有機的連携を今後も推進する必要があります。

また、今後は二次医療機関の役割として急性期病床の効率的な運用を図るため、回復期にある患者に対する長期療養型病床の設置が必要となります。

さらに高齢化社会に伴う患者の高齢化により「認知症診断」も開始し、完結型医療サービスの提供にも努めています。

公立つぎ病院では、白山ろくという地域性を考慮し、へき地医療の拡大とともに、リハビリテーション棟を増築し回復期におけるQOLの維持・向上を積極的に働きかけています。

少子高齢化が進み、疾病構造が変化する中、医療技術の高度化・専門化が求められており、地域における安定的な医療の提供のため、医師や看護師・理学療法士など医療スタッフの確保と資質向上が急務となっています。

市民の健康管理と疾病予防・早期発見に資するため、人間ドック健診、PET検診事業の充実強化を図るとともに、健康教室や運動指導等を開催し予防的生活に向けたフォローアップも行っています。

また、病院医師が現場に急行し早期に治療行為が行えるようシステムの整備が重要です。さらに、高齢者など災害弱者への支援体制の充実も今後一層の課題であり近隣施設と連携し効果的なシステム構築が必要です。

【基本的方向】

(1) 地域医療体制の充実

安全・安心な医療の提供を推進するため、病院・診療所など医療施設間の連携と機能の充実を図り地域医療支援病院としての承認を目指します。

さらに、回復期リハビリテーション分野などの機能分担を推進しながら、地域の高齢化に伴う患者の増加を見込み、急性期及び亜急性期、長期療養型の医療系サービスを担う医療機関として機能強化を図るべく、100床程度の回復期治療を支援する病棟の建設を目指します。

へき地医療に対しては、巡回診療等を拡大します。

(2) 救急医療体制の充実

石川中央医療圏などの関係機関との連携により、初期救急医療体制の維持・拡大、急性期医療体制の発展を図ります。

(3) 質の高い医療提供体制の充実

疾病構造の変化や医療の高度化などの新たな医療需要に対応するため、地域がん診療連携推進病院としての機能充実を図るなど医療機能の強化を図ります。

その一方で、安全・安心な医療サービスを提供するため、医師や医療スタッフの確保と資質の向上を推進します。

(4) 疾病予防事業の充実

市民が健康診査を受けやすい体制、内容の充実を推進するとともに、市民に健康意識の向上を働きかけ、予防的生活行動の実践を促進します。

(5) 救急体制の整備

救急業務の充実強化のため、医師が現場に急行し早期に治療行為が行えるシステムの構築と運用について検討します。

市民へはAEDの使用を含めた応急手当の普及啓発活動に努めます。

また、福祉関係者と連携しながら、高齢者や障害のある人など、災害弱者への支援体制の整備に努めます。

(6) 災害医療体制の整備

地域の中核的医療機関として、災害時における安全・安心な医療体制の整備を図り、災害拠点病院の指定を目指します。

また、災害派遣医療チーム(DMAT)を編成し、被災地における医療支援活動の体制構築を図ります。

議案第119号

平成25年度白山市一般会計補正予算（第2号）

平成25年度白山市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,659,787千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ53,272,044千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成25年9月5日提出

白山市長 作野広昭

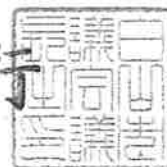
平成25年9月25日 議決第1号 原案可決

石川県白山市議会議長 岡本克行

上記のとおり原本と相違ないことを証明する。

平成25年10月3日

石川県白山市議会議長 岡本克行



3. 歳出

(款) 2 総務費

款計 620,743

(項) 1 総務管理費

項計 583,743

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳								
				特定財源								
				国	県	支	出	金	地	方	債	そ
5 財政管理費	505,280	549,593	1,054,873									549,593
7 交通安全推進費	14,255	3,000	17,255	1,200								1,800
8 企画調整費	25,080	30,000	55,080									30,000
10 都市交流費	15,194	1,150	16,344									1,150
計	3,191,020	583,743	3,774,763	1,200								582,543

(款) 2 総務費

款計 620,743

(項) 2 徴税費

項計 35,000

2 徴収事務費	134,794	35,000	169,794									35,000
計	471,912	35,000	506,912									35,000

(款) 2 総務費

款計 620,743

(項) 3 戸籍住民基本台帳費

項計 2,000

2 市民相談費	36,268	2,000	38,268	2,000								
計	318,133	2,000	320,133	2,000								

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
25 積立金	549,593	財政調整基金積立金
13 委託料	3,000	業務委託料
19 負担金、補助及び交付金	30,000	補助金 金城大学新学部創設事業補助金
13 委託料	1,150	業務委託料

23 償還金、利子及び割引料	35,000	過誤納還付金
----------------	--------	--------

8 報償費	153	謝礼金等	
11 需用費	1,078	消耗品費	190
		食糧費	2
		印刷製本費	886
12 役務費	86	通信運搬費	83
		保険料	3
13 委託料	683	業務委託料	

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

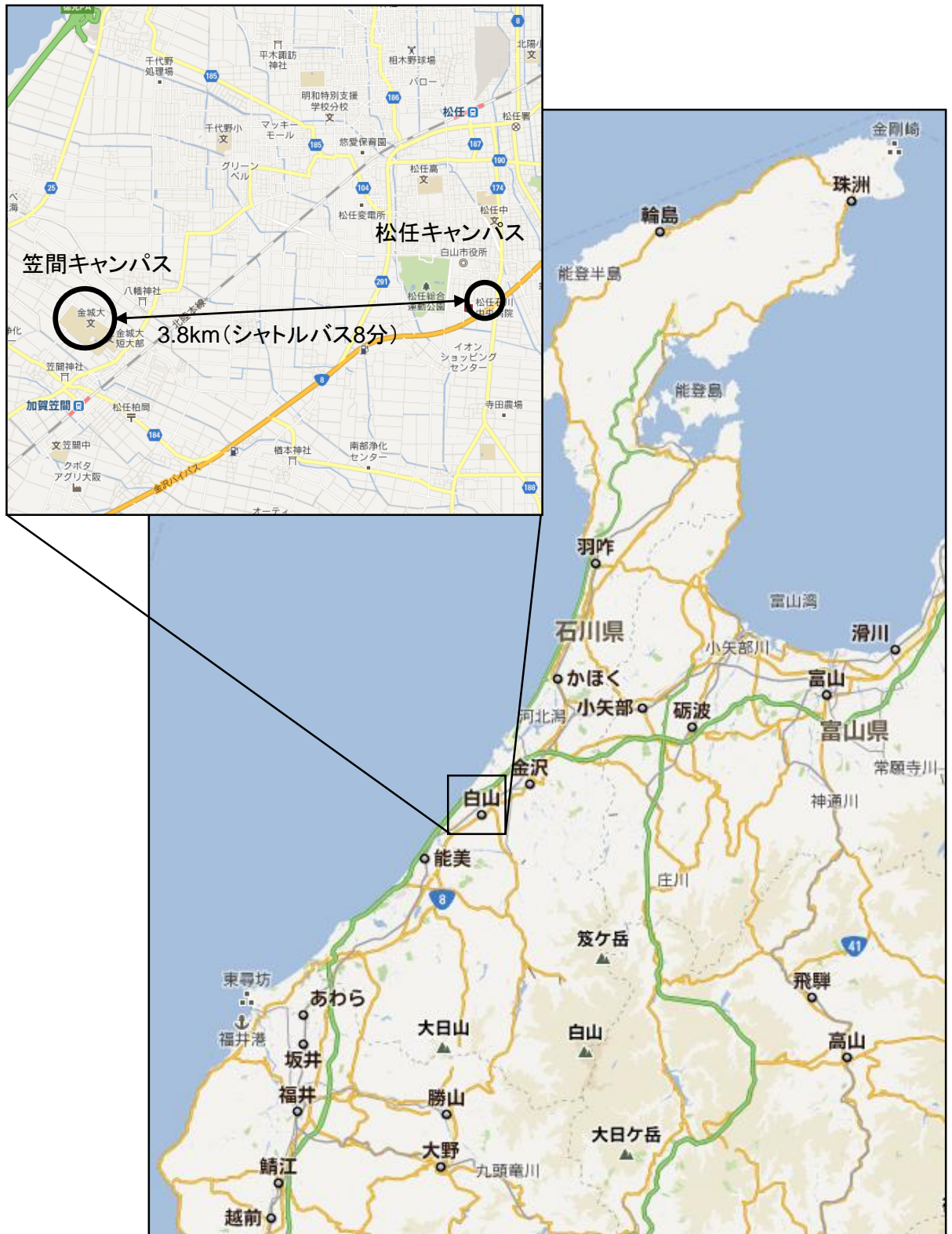
1 当該年度議決に係る分

(単位：千円)

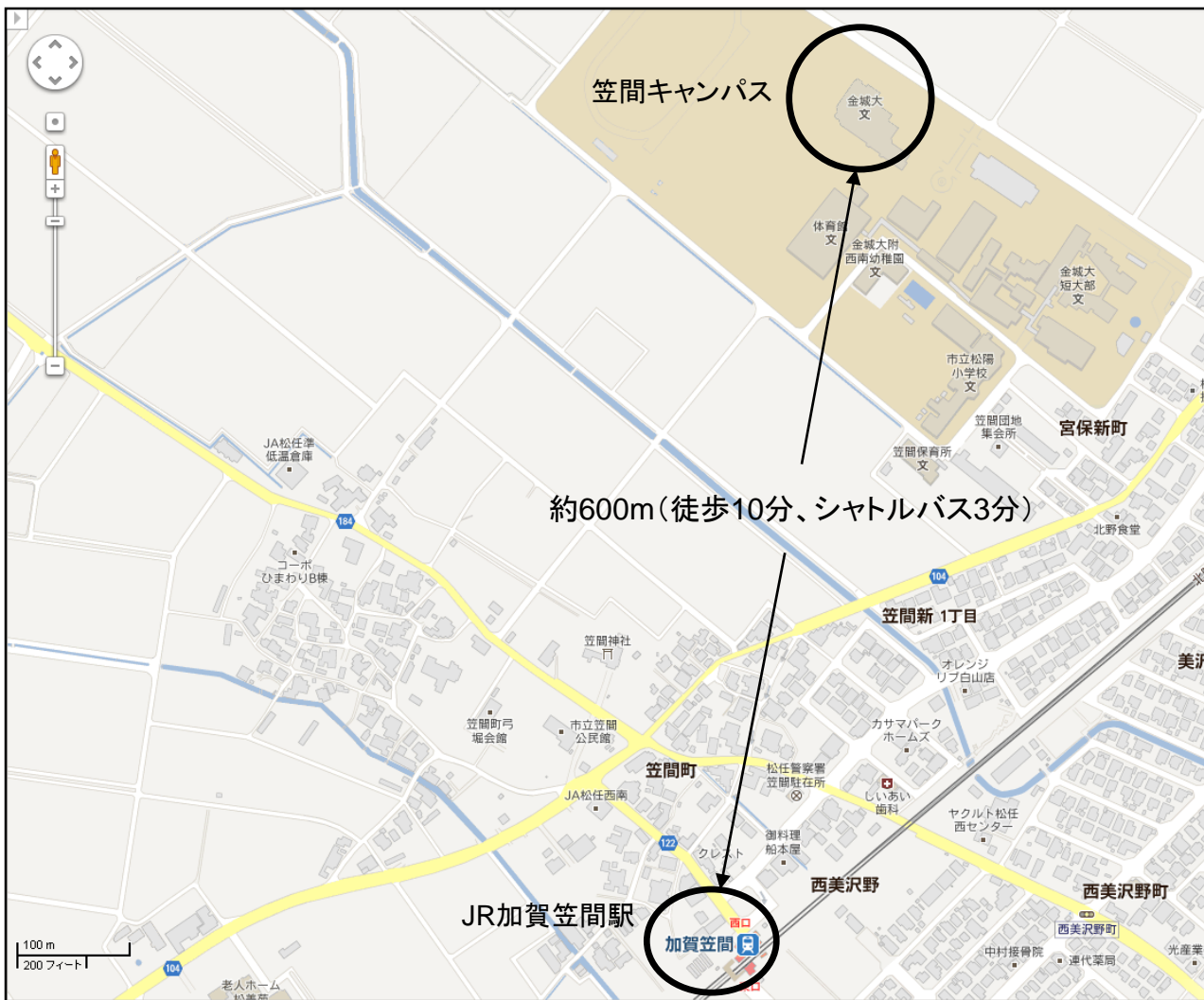
事 項	限度額	前年度末までの 支出(見込)額		当該年度以降 の支出(見込)額		左 の 財 源 内 訳			
						特 定 財 源			一 般 財 源
		期 間	金 額	期 間	金 額	国 県 費	地 方 債	そ の 他	
金城大学新学部創設事業費	270,000			平成26年度 から 平成29年度 まで	270,000				270,000
朝日芝生広場整備事業費	60,300			平成26年度	60,300		57,200		3,100
美川図書館新築等事業費	121,000			平成26年度	121,000		114,900		6,100



金城大学笠間キャンパス及び松任キャンパスの位置図



最寄駅からの距離や交通機関がわかる図面 (その1・笠間キャンパス)



※北鉄バス(金沢駅～JR松任駅～金城大学)、
白山市コミュニティバス(JR加賀笠間駅～金城大学)
も利用可能。

最寄駅からの距離や交通機関がわかる図面 (その2・松任キャンパス)



※北鉄バス(JR松任駅～公立松任石川中央病院前)、
白山市コミュニティバス(JR松任駅～公立松任石川中央病院前)も利用可能

看護師国家試験合格者に占める
4年制大学卒業者の割合(経年比較)

厚生労働省HPより

看護師国家試験	受験者数(人)	合格者数(人)	
		総数	うち4年制大学卒業者
第103回試験 (平成26年2、3月実施)	53,492	50,846	15,332(30.2%)
第102回試験 (平成25年2月実施)	51,458	48,413	13,640(28.2%)
第101回試験 (平成24年2月実施)	49,336	46,928	12,867(27.4%)
第100回試験 (平成23年2月実施)	48,509	46,785	12,128(25.9%)
第99回試験 (平成22年2月実施)	47,944	45,040	10,925(24.3%)
第98回試験 (平成21年2月実施)	46,101	43,508	9,280(21.3%)

※新卒のみの数字。()内は合格者総数に対する4年制大学卒業者の割合。

看護基礎教育のあり方に関する懇談会論点整理（抜粋）

Ⅲ章 看護基礎教育の充実の方向性について

1. 目指すべき教育（今後の方向性）

Ⅱ章で示した看護職員に求められる資質・能力は、知的・倫理的側面といった基礎的なものから、専門職として望まれる高度医療への対応、生活を重視する視点、予防を重視する視点、及び看護の発展に必要な資質・能力まで、広範かつ多岐にわたる。

我が国における今後のチーム医療の推進や他職種との役割分担・連携の進展が想定される中、そうした資質・能力を養うためには、看護基礎教育では、看護に必要な知識や技術を習得することに加えて、身につけた知識に基づいて思考する力、及びその思考を基に状況に応じて適切に行動する力をもつ人材、すなわち、いかなる状況に対しても、知識、思考、行動というステップを踏み最善な看護を提供できる人材として成長していく基盤となるような教育を提供することが必要不可欠となる。

2. 具体的な方策等

本懇談会の議論では、以上のような教育を実現するべく、看護基礎教育は充実されるべきであり、教員の資質の向上をはじめ、そうした教育を提供するのに相応しい体制や環境を確保していく必要があるという点に関し意見の一致を見た。その具体的な方策等については、委員から以下のような意見が示されたところである。

- イ. 医療の高度化やチーム医療の推進等の医療・看護の状況の変化、高度医療における看護や生活を重視した看護を提供するために求められる看護職員の資質・能力、また社会一般の高学歴化の観点から、将来的には、看護基礎教育の期間の延長を図り、大学での基礎教育に移行していく必要がある。学生の大学進学志向を踏まえると、看護職員確保という観点からも、大学教育に移行すべきである。
- ロ. 国民のニーズに応えるため、将来的には大学教育を主体とした方向で看護基礎教育の充実を図る必要がある。その際には、全体の養成数や養成の場

の割合、看護職員確保への影響、養成所等を運営する者の観点も踏まえた対応とすべきである。また必修教科の量を増やさず、カリキュラムを精査して状況変化に対応できる能力を身につける教育への転換が相応しい。

- ハ. 大学教育における養成の必要性は認識しつつ、現在看護師を目指す者の約3分の2が養成所及び高等学校で学んでいることを踏まえれば、大学での養成に一律に限定するのではなく、現行の多様な養成課程を量・質両面から評価し、教育の充実に向けて必要な改善を図る必要がある。

今後の看護基礎教育の充実に関しては、医療提供関係者や看護師等学校・養成所を運営する者等を含め、広く国民的なコンセンサスを重ねながら議論を進めていくことが不可欠である。その際には、現行の教育に関する評価も含め実証研究等によるエビデンスを重ねる必要がある。

3. 改善に関する共通した課題

また、教員の量・質の確保、教育環境や教育方法、卒後の新人看護職員研修等との関係について、何れの方策にも共通した課題が指摘された。

指摘があった課題

- 1) 教員の資質の向上、教員数の確保
 - ・生徒及び学生への十分な技術指導を行うための教員数の確保
(適正な教員配置、教員養成課程のあり方の検討を含む)
 - ・教員の実践指導力の維持・向上
(最新の知識・技術の獲得等の教員の継続的な能力開発の機会の確保等)
 - ・教員の教育力の高度化のための大学院等を含めた教員養成システムの整備・開発
 - ・さらなる技術発展・学問的発展のための環境整備
- 2) 教育環境の整備
 - ・入学者の資質・能力の向上に向けた取り組み
 - ・教養教育の充実
 - ・学生の自由な発想及び豊かな表現力を養成する教育環境の整備
 - ・多領域の学生等とも交流しつつ学ぶ環境の整備
 - ・図書館、IT等による広範かつ最新の情報が入手できる環境の整備
 - ・効果的・実践的な実習方法の確立
(教員と実習指導者との到達目標の意識の共有、侵襲性を伴う看護技術の習得方法の確立、迅速かつ臨機応変な対応力の涵養、複数の患者に対する看護実践の実施等)
 - ・教員等の実習指導能力の確保